

世田谷区公契約のあり方検討委員会設置要綱

平成23年9月1日
23世経理第306号

(目的)

第1条 急激な社会経済環境の変化及び労働環境の悪化等を踏まえ、世田谷区にふさわしい今後の公契約のあり方について調査及び検討を行うため、世田谷区公契約のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査及び検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、区長に報告する。

- (1) 公契約のあり方に関すること。
- (2) 入札制度改革に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する学識経験者3名及び次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 政策経営部長
- (2) 財務部長
- (3) 施設営繕担当部長
- (4) 土木事業担当部長
- (5) 教育次長

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、学識経験者である委員2人の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、これを公開しない。

4 委員会は、議事概要を作成し、これを公表する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、財務部経理課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。